

認可外保育施設 立入調査における指導事例

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
保育の内容	保育の計画が作成されていない。	乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。	認可外保育施設指導監督基準第5（1）
児童の健康診断	児童に対する入所時及び1年に2回の健康診断を実施していない。	児童の健康状態の確認のため、入所時及び1年に2回の健康診断を実施すること。 なお、施設において直接健康診断を実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写しの提出を受けること。	認可外保育施設指導監督基準第7（3）
職員の健康診断	職員の採用時及び1年に1回の健康診断を実施していない。	職員の健康診断は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられているため、採用時及び1年に1回実施すること。	認可外保育施設指導監督基準第7（4）
	調理に携わる職員の検便を実施していない。	調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。	
安全確保	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。	認可外保育施設指導監督基準第7（8）
設備	便所用の手洗設備が設けられていない。	便所には手洗設備を設けるとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。）と区画すること。	認可外保育施設指導監督基準第2の3（2）